

新	旧																
(この規定の趣旨) (同右)	(この規定の趣旨) この取扱総則規定約款は、この取扱総則規定約款を適用することを各普通保険約款に定める保険契約を締結する場合に適用され、各普通保険約款における共通の取扱について規定しています。 この取扱総則規定約款が適用される保険契約の普通保険約款は、締結する保険契約に応じて、各普通保険約款および取扱総則規定約款で構成され、各普通保険約款および取扱総則規定約款が同時に適用されるものとします。																
第1節 用語の定義	第1節 用語の定義																
1. 用語の定義	1. 用語の定義																
(用語の定義) 第1条 (同右)	(用語の定義) 第1条 この規定において使用される用語の定義は、つぎのとおりとします。 <table><tr><th>用語</th><th>用語の定義</th></tr><tr><td>給付金（額）等</td><td>各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。</td></tr><tr><td>支払事由</td><td>給付金等を支払う場合のことをいいます。</td></tr><tr><td>総則別表</td><td>この規定の別表のことをいいます。</td></tr><tr><td>請求書類別表</td><td>この規定の請求書類別表のことをいいます。</td></tr><tr><td>責任開始期</td><td>保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。</td></tr><tr><td>保険料の払込免除事由</td><td>保険料の払込を免除する場合のことをいいます。</td></tr><tr><td>死亡保険金等</td><td>死亡給付金、満期保険金および遺族年金を含みます。</td></tr></table>	用語	用語の定義	給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。	支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。	総則別表	この規定の別表のことをいいます。	請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。	責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。	保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。	死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金および遺族年金を含みます。
用語	用語の定義																
給付金（額）等	各普通保険約款に定める支払事由に該当するものをいい、保険金（額）、一時金（額）および年金（額）等を含み、名称の如何を問いません。																
支払事由	給付金等を支払う場合のことをいいます。																
総則別表	この規定の別表のことをいいます。																
請求書類別表	この規定の請求書類別表のことをいいます。																
責任開始期	保険契約上の保障を開始する時期のことをいいます。復活が行われた場合の保険契約または保険契約内容の変更が行われた場合の増額部分については、最後の復活または保険契約内容の変更の際の責任開始期のことをいいます。																
保険料の払込免除事由	保険料の払込を免除する場合のことをいいます。																
死亡保険金等	死亡給付金、満期保険金および遺族年金を含みます。																
(同右)	② この規定において使用する保険種類の名称には、同じ名称の中で特に区別する場合を除いて、付されている番号、「（無解約払戻金型）」および「（低解約払戻金型）」の表示を省略して記載します。																

新	旧
2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由 (給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由) 第2条 (同右) 第2節 会社の責任開始期 1. 会社の責任開始期 (会社の責任開始期) 第3条 (同右) ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じ、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。 (1) 会社名 (2) 保険契約者の氏名または名称 (3) 被保険者の氏名 (4) 死亡保険金等(死亡払戻金を含みます。)の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 (5) 支払事由または給付金等の名称(支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。) (6) 保険期間 (7) 遡増期間 (8) 給付金額等およびその支払方法 (9) 年金倍率 (10) 保険料およびその払込方法 (11) 契約日 (12) 保険証券を作成した年月日 (同右)	2. 給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由 (給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由) 第2条 保険契約における給付金等の支払、保険料の払込免除および免責事由に関する規定については、各普通保険約款の第1編(普通規定)または特則に定めるものとします。 第2節 会社の責任開始期 1. 会社の責任開始期 (会社の責任開始期) 第3条 会社は、つぎの時から保険契約上の責任を負います。 (1) 保険契約の申込を承諾した後に第1回保険料を受け取った場合 第1回保険料を受け取った時 (2) 第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合 第1回保険料相当額を受け取った時(被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時) ② 会社の責任開始の日を契約日とします。 ③ 保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、契約日から起算します。 ④ 会社が保険契約の申込を承諾したときは、保険契約者に、保険契約の内容に応じ、つぎの各号に定める事項を記載した保険証券を交付します。 (1) 会社名 (2) 保険契約者の氏名または名称 (3) 被保険者の氏名 (4) 死亡保険金等の受取人および年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項 (5) 支払事由または給付金等の名称(支払事由のある特約を付加する場合、特約の支払事由または給付金等の名称を含みます。) (6) 保険期間 (7) 遡増期間 (8) 給付金額等およびその支払方法 (新設) (9) 保険料およびその払込方法 (10) 契約日 (11) 保険証券を作成した年月日 ⑤ 保険料一時払の保険契約のときは、第1項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。

新	旧
第3節 保険料の払込 1. 保険料の払込 (保険料の払込) 第4条 (同右) ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特則が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特則が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（<u>死亡払戻金を含み、保険契約または特則の消滅をともなうものおよび年金にかぎります。</u>）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等（<u>死亡払戻金を含みます。</u>）とともにその受取人に払い戻します。 ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合（<u>死亡払戻金を支払う場合を含みます。</u>）には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者（<u>死亡払戻金を支払う場合で、死亡払戻金受取人を指定している場合は死亡払戻金受取人</u>）は、その未払込保険料を払い込んでください。	第3節 保険料の払込 1. 保険料の払込 (保険料の払込) 第4条 第2回以後の保険料の払込については、保険料払込期間中、当月の契約応当日（契約応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下同様とします。）からその翌月の契約応当日の前日までの期間（以下「保険料期間」といいます。）に対応する保険料額を次条第1項に定める払込方法（経路）にしたがって、当月の契約応当日（保険料期間の初日）の属する月の初日から末日までの期間（以下「払込期月」といいます。）内に払い込んでください。 ② 第2回以後の保険料が払込期月中に払い込まれなかった場合、会社は保険契約者につぎの事項を通知します。 (1) 保険料が払込期月中に払い込まれなかったこと (2) 猶予期間 (3) 猶予期間の満了する日までに保険料が払い込まれないときは、猶予期間の満了する日の翌日から保険契約が効力を失うこと ③ 保険料がその払込期月の契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約もしくは特則が消滅したときまたは保険料の払込を要しなくなったときは、会社は、その払い込まれた保険料（特則が消滅したときは、その払込を要しなくなった金額）を保険契約者に払い戻します。ただし、給付金等（保険契約または特則の消滅をともなうものおよび年金にかぎります。）を支払うときは、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除き、給付金等とともにその受取人に払い戻します。 ④ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額からその未払込保険料を差し引きます。この場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。 ⑤ 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日以後末日までに保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。 ⑥ 前項の場合、未払込保険料の払込については、第7条（保険料払込の猶予期間）第4項の規定を準用します。 ⑦ つぎの各号により保険料が会社の定める金額に満たなくなる場合、会社の定める範囲内で保険料の前納により払い込むことを要します。 (1) 給付金額等の減額が行われたとき (2) 特約の解約その他の事由により特約が消滅したとき

新	旧
(保険料の払込方法(経路)) 第5条 (同右)	(保険料の払込方法(経路)) 第5条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、つぎの各号のいずれかの保険料の払込方法(経路)を選択することができます。 (1) 会社の本店または会社の指定した場所に持参して払い込む方法 (2) 会社の派遣した集金員に払い込む方法(保険契約者の指定した集金先が会社の定める地域内にある場合にかぎります。) (3) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法 (4) 金融機関等の会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法 (5) 所属団体を通じ払い込む方法(所属団体と会社との間に団体特別取扱等に関する契約が締結されている場合にかぎります。) (6) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法 ② 前項第2号の方法による場合、払込期月に保険料の払込がないときは、第7条第1項の猶予期間中にその未払込保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込の用意の申出があったときは、猶予期間中でも集金員を派遣します。 ③ 第1項第2号の方法による場合、第7条第1項の猶予期間中の未払込保険料があるときは、その保険料の払込があった後、払込期月の保険料を集金します。 ④ 保険契約者は、第1項各号の保険料の払込方法(経路)について、会社の定める範囲内で変更することができます。 ⑤ 保険料の払込方法(経路)が第1項第2号、第3号、第5号または第6号である保険契約において、その保険契約が会社の取扱範囲をこえたときまたは会社の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、保険料の払込方法(経路)を他の払込方法に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法(経路)の変更を行うまでの間は、保険料を会社の本店または会社の指定した場所に払い込んでください。 ⑥ 保険契約者は、第1項に定める保険料の払込方法(経路)にかかわらず、会社の承諾を得て、保険料を会社の定める保険金等(他の保険契約の保険金等ならびにこの保険契約および他の保険契約に付加している特約の保険金等を含みます。ただし、生存を支払事由とする保険金等にかぎります。以下本条において「保険金等」といいます。)と相殺する方法で払い込むことができます。この場合、保険金等の受取人は保険契約者と同一人であることを要します。

新	旧
2. 保険料の前納 (保険料の前納) 第6条 (同右) ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。 (1) 保険契約が消滅したとき (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき (3) 無配当個人年金保険契約または無配当長寿生存年金保険契約（以下「個人年金保険契約等」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。） ④ 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等（<u>死亡払戻金</u>を含みます。以下本条において同様とします。）とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。 (1) 保険契約の消滅をともなう給付金等 (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約等の年金を除きます。） (同右)	2. 保険料の前納 (保険料の前納) 第6条 保険契約者は、会社の定める範囲内で、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料の全部または一部を前納することができます。この場合、当月分を含めて6か月分以上払い込むときは、会社の定める率で割り引きします。 ② 前項の前納保険料は、会社の定める率による利息をつけて積み立てておき、保険料期間の初日が到来するごとに保険料の払込に充当します。 ③ つぎの各号の場合に、前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者に払い戻します。 (1) 保険契約が消滅したとき (2) 将来の保険料の払込を要しなくなったとき (3) 無配当個人年金保険契約（以下「個人年金保険契約」といいます。）の年金支払開始日が到来するとき（ただし、あらかじめ保険契約者から申出がないときは、保険契約の責任準備金に充当し、会社の定める方法により、新たに年金の金額を定めます。） ④ 前項第1号の場合、つぎの各号の給付金等を支払うときは、給付金等とともにその受取人に払い戻します。ただし、給付金等の支払限度に到達したことにより保険契約の消滅するときを除きます。 (1) 保険契約の消滅をともなう給付金等 (2) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、個人年金保険契約の年金を除きます。） ⑤ 特則の給付金が支払われたことにより特則が消滅した場合、特則部分の前納保険料の残額があるときは、払い戻すべき金額を給付金等とともにその受取人に払い戻します。

新	旧
3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効 (保険料払込の猶予期間) 第7条 (同右) ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合 <u>(死亡払戻金を支払う場合を含みます。)</u> には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きします。 ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等 <u>(死亡払戻金を含みます。)</u> があるときは、その給付金等を支払います。 (同右) (保険契約の失効) 第8条 (同右)	3. 保険料払込の猶予期間および保険契約の失効 (保険料払込の猶予期間) 第7条 第2回以後の保険料の払込については、払込期月の翌月初日から翌々月末日までの猶予期間があります。 ② 猶予期間中に給付金等の支払事由が生じた場合には、会社は、支払うべき金額から猶予期間中の未払込保険料を差し引きします。 ③ 前項の場合、支払うべき金額が差し引くべき未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに未払込保険料を払い込むことを要します。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、支払うべき金額を支払いません。この場合でも、すでに保険料が払い込まれた保険料期間の末日までに対応する給付金等があるときは、その給付金等を支払います。 ④ 猶予期間中に保険料の払込免除事由が生じた場合には、保険契約者は、その猶予期間の満了する日までに猶予期間中の未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込を免除しません。 (保険契約の失効) 第8条 保険料が払い込まれないまま前条第1項の猶予期間が経過したときは、保険契約は、猶予期間の満了する日の翌日から効力を失います。この場合、保険契約者は、解約払戻金があるときは、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を請求することができます。

新	旧
4. 保険契約の復活 (保険契約の復活) 第9条 (同右)	4. 保険契約の復活 (保険契約の復活) 第9条 保険契約者は、保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、会社の承諾を得て、保険契約を復活することができます。ただし、保険契約の解約後は、保険契約を復活することはできません。 ② 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、請求書類別表（②－1）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 ③ 前条の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の指定した日までに延滞保険料とこれに対する会社の定める利率による利息を払い込んでください。 ④ 第21条（保険契約者に対する貸付）第6項の規定により効力を失った保険契約について、会社が保険契約の復活を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を払い込んでください。 ⑤ 会社が保険契約の復活を承諾したときは、つぎの時から保険契約上の責任を負います。 (1) 保険契約の復活を承諾した後に第3項および前項の金額を受け取った場合 その金額を受け取った時 (2) 第3項および前項の金額を受け取った後に保険契約の復活を承諾した場合 その金額を受け取った時（被保険者に関する告知前に受け取った場合には、その告知の時） ⑥ 会社は、保険契約の復活の際には、新たな保険証券は交付しません。

新	旧
第4節 保険契約の解除等 1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効 (詐欺による取消または不法取得目的による無効) 第10条 (同右) 2. 告知義務および保険契約の解除 (告知義務) 第11条 (同右) (告知義務違反による解除) 第12条 (同右)	第4節 保険契約の解除等 1. 詐欺による取消または不法取得目的による無効 (詐欺による取消または不法取得目的による無効) 第10条 保険契約の締結または復活に際して、保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に詐欺の行為があったときは、保険契約を取消（復活の際の詐欺の場合には、復活を取消）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。 ② 保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活を行ったときは、保険契約を無効（復活の場合には、復活を無効）とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。 2. 告知義務および保険契約の解除 (告知義務) 第11条 保険契約の締結または復活の際、支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社が被保険者に関して書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを要します。ただし、会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを要します。 (告知義務違反による解除) 第12条 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、前条の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、会社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。 ② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金等を支払わず、または保険料の払込を免除しません。また、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。 ③ 前項の規定にかかわらず、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者またはその給付金等の受取人が証明したときは、会社は、給付金等を支払いまたは保険料の払込を免除します。

新	旧
(同右) (保険契約を解除できない場合) 第13条 (同右)	④ 第1項または第2項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。 ⑤ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。 (保険契約を解除できない場合) 第13条 会社は、つぎのいずれかの場合には、前条の規定による保険契約の解除をすることができません。 (1) 保険契約の締結または復活の際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のためこれを知らなかったとき (2) 会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者または被保険者が第11条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、第11条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日から起算して1か月を経過したとき (5) 保険契約が責任開始期の属する日から起算して2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始期の属する日から起算して2年以内に給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていた場合を除きます。 ② 前項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第11条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

新	旧
(重大事由による解除) 第14条 (同右)	(重大事由による解除) 第14条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。 (1) 保険契約者、被保険者（死亡保険金、死亡給付金または遺族年金の場合は被保険者を除きます。）または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等（保険料の払込免除を含みます。以下本項において同様とします。）を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合 (2) この保険契約の給付金等の請求に関し、給付金等の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合 (3) 他の保険契約との重複により被保険者にかかる給付金額等の合計額（死亡を支払事由とする給付金額等を除きます。）が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合 (4) 保険契約者、被保険者または給付金等の受取人が、つぎのいずれかに該当する場合 ア．暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること イ．反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ウ．反社会的勢力を不当に利用していると認められること エ．保険契約者または給付金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること オ．その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること (5) この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由により解除され、または保険契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、会社の保険契約者、被保険者または給付金等の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から前号までに掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

新	旧
(同右) ⑥ 個人年金保険契約等または無配当終身生活介護年金保険契約もしくは無配当終身生活介護年金保険〔I型〕契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約もしくは無配当就業不能収入保障保険契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。 (1) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。	② 会社は、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じた後においても前項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた、支払事由による給付金等（前項第4号のみに該当した場合で、前項第4号ア．からオ．までに該当したのが給付金等の受取人のみであり、その給付金等の受取人が給付金等の一部の受取人であるときは、給付金等のうち、その受取人に支払われるべき給付金等をいいます。以下、本項において同様とします。）を支払わず、または保険料の払込免除事由による保険料の払込を免除しません。また、この場合に、すでに給付金等を支払っていたときは、その返還を請求することができ、すでに保険料の払込を免除していたときは、各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める保険料の払込免除の規定にかかわらず、払込を免除した保険料の払込がなかったものとして取り扱います。 ③ 第1項および前項の規定により保険契約を解除するときは、会社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者または給付金等の受取人に通知します。 ④ 本条の規定により保険契約を解除した場合、解約払戻金があるときには、会社は、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。 ⑤ 前項の規定にかかわらず、第1項第4号の規定によって保険契約を解除した場合で、給付金等の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し給付金等を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない給付金等に対応する部分については前項の規定を適用します。この場合、その部分に解約払戻金があるときには、その部分の各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金を保険契約者に支払います。 ⑥ 個人年金保険契約、無配当終身生活介護年金保険契約（以下「終身生活介護年金保険契約」といいます。）または無配当収入保障保険契約、無配当特定疾病収入保障保険契約、無配当介護収入保障保険契約、無配当生活介護収入保障保険契約もしくは無配当就業不能収入保障保険契約（以下「収入保障保険契約」といいます。）の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。 (1) 個人年金保険契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金の一部の受取人に対して第2項の規定を適用し年金を支払わないときは、会社は、保険契約のうち支払われない年金に対応する部分のみを解除するものとします。

新	旧
(2) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。 (3) 個人年金保険契約等、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。 (同右)	(2) 個人年金保険契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に第3項から前項までの規定を適用するときは、「保険契約者」とあるのは「年金の受取人」と読み替えて適用します。 (3) 個人年金保険契約、終身生活介護年金保険契約または収入保障保険契約について、年金支払開始日以後に解除事由が生じ、第4項および前項の規定を適用するときは、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める年金の一括前払の際の支払金額」と読み替えて適用します。 ⑦ 会社は、支払事由が生じた給付金等について各普通保険約款の第1編（普通規定）に定める据置払または分割払の取扱を開始した後に第1項各号に定める事由に該当した場合には、据置払または分割払中の保険契約を将来に向かって解除することができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 第3項および第4項中、「保険契約者」とあるのは「給付金等の受取人」と読み替えて適用します。 (2) 第4項中、「各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金」とあるのは「据え置かれている給付金等（給付金等とともに支払われる金銭を含みます。以下、本項において同様とします。）または分割払による給付金等の未支払分およびその利息」と読み替えて適用します。

新	旧
第5節 保険契約内容の変更 1. 給付金額等の減額 (給付金額等の減額) 第15条 (同右) 2. 保険期間の変更 (保険期間の変更) 第16条 (同右) 3. 保険料払込期間の変更 (保険料払込期間の変更) 第17条 (同右)	第5節 保険契約内容の変更 1. 給付金額等の減額 (給付金額等の減額) 第15条 保険契約者は、将来に向かって、給付金額等を減額することができます。ただし、減額後の給付金額等が会社の定める金額に満たないときは、給付金額等の減額を取り扱いません。 ② 給付金額等の減額をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 ③ 給付金額等が減額されたときは、減額分は解約されたものとして取り扱います。 ④ 給付金額等が減額されたときは、保険契約者に通知します。 2. 保険期間の変更 (保険期間の変更) 第16条 保険期間の変更は取り扱いません。 3. 保険料払込期間の変更 (保険料払込期間の変更) 第17条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める範囲内で、保険料払込期間を変更することができます。 ② 保険料払込期間の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表（②－3）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 ③ 会社が保険料払込期間の変更を承諾したときは、会社の定める方法により計算した金額を授受し、まだ保険料期間の到来していない将来の保険料を改めます。 ④ 保険料払込期間が変更されたときは、保険契約者に通知します。

新	旧
第6節 保険契約の更新 1. 保険契約の更新 (保険契約の更新) 第18条 (同右)	第6節 保険契約の更新 1. 保険契約の更新 (保険契約の更新) 第18条 保険契約者は、保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険契約を保険期間の満了する日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新することができます。ただし、つぎのいずれかの場合には、更新することはできません。 (1) 保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていないとき (2) 更新後の保険期間の満了する日の翌日における被保険者の年齢が、会社の定める年齢範囲をこえるとき (3) つぎの各号のいずれかの保険契約において、保険料の払込が免除されているとき ア．無配当積立保険 イ．無配当養老保険 ウ．無配当生存給付金付定期保険 (4) 保険契約の更新時に、会社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき ② つぎの各号については、それぞれ更新後と更新前で同一とします。ただし、会社の定める範囲内で、更新後の保険期間を変更することがあります。この場合、更新後の保険期間は、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。 (1) 保険期間 (2) 保険契約の型 (3) 支払限度の型 (4) 生存給付金の形式 (5) 年金支払満了年齢 (6) 最低支払保証期間 ③ 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、保険契約の更新の申出の際、会社の承諾を得て、更新後の保険期間を変更することができます。 ④ 更新後の給付金額等は、保険契約の更新の申出の際に、会社の定める範囲内で保険契約者が指定するものとします。 ⑤ 更新後の保険料または給付金額等は、更新日における被保険者の年齢により計算します。 ⑥ 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日の属する月の末日までに払い込んでください。この場合、更新日の属する月の翌月初日から翌々月末日まで猶予期間があります。

新	旧
(同右)	⑦ 第4条（保険料の払込）第3項から第5項までおよび第7条（保険料払込の猶予期間）第2項から第4項までの規定は、前項の場合に準用します。 ⑧ 更新後の保険契約の第1回保険料が払い込まれないまま第6項の猶予期間が経過したときは、保険契約は更新されなかったものとします。 ⑨ 更新後の保険契約については、更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。 ⑩ 保険契約が更新された場合、つぎの規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱います。 (1) 給付金等（満期保険金、生存給付金、満期祝金および健康祝金を除きます。）の支払 (2) 給付金等の支払限度 (3) 保険料の払込免除 (4) 告知義務および告知義務違反による解除 (5) この保険契約が無配当ガン保険、無配当ガン入院保険または無配当ガン先進医療保険の場合の、責任開始期前のガン診断確定による保険契約の無効 (6) この保険契約が無配当選択緩和型7大疾病医療一時金保険または無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険の場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる認知症治療給付金特則の無効 (7) 削減期間 ⑪ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。 ⑫ 保険料一時払の保険契約に更新する場合、第6項および第8項中「第1回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。 ⑬ 保険契約者は、保険契約の更新の際に、会社の定めるところにより、保険料一時払の保険契約を保険料月払の保険契約に変更することができます。この場合、第10項第3号の規定にかかわらず、保険料の払込免除に関する規定を適用するときは、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続したものとして取り扱いません。 ⑭ 第1項第4号の規定により保険契約が更新されないときは、保険契約者からの申出により、更新の取扱に準じて会社の定める他の保険を更新時に締結します。 ⑮ 保険契約が更新されたときは、新たな保険証券は交付しません。

新	旧
第7節 保険期間が終身の保険契約への変更 1. 保険期間が終身の保険契約への変更 (保険期間が終身の保険契約への変更) 第19条 (同右)	第7節 保険期間が終身の保険契約への変更 1. 保険期間が終身の保険契約への変更 (保険期間が終身の保険契約への変更) 第19条 保険契約者は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険期間が有期のこの保険契約（以下本条において「変更前契約」といいます。）を、変更前契約の保険期間の満了する日の2週間（ただし、保険契約者に特別な事情があると会社が認めた場合は、この期間を短縮することがあります。）前までに申し出ることにより、保険期間が有期のこの保険契約を保険期間が終身のこの保険契約（以下本条において「変更後契約」といいます。）に変更することができます。 ② 前項の場合、変更前契約の保険期間の満了する日の翌日を変更日とします。 ③ つぎの各号のいずれかに該当する場合には、会社は、本条の変更を取り扱いません。 (1) 変更前契約の保険料の払込が免除されている場合 (2) 特別扱保険契約特約が付加されている場合。ただし、保険金削減法の場合で、その削減期間が満了しているときを除きます。 (3) 変更前契約に特別条件が付加されている場合。ただし、特定疾病・部位不担保法の場合で、その不担保期間が満了しているときを除きます。 (4) 変更前契約の保険期間の満了する日までの保険料が払い込まれていない場合 (5) 変更日に会社がこの保険契約（保険期間が終身の保険契約のことをいいます。）の締結を取り扱っていない場合 ④ 前項第5号に該当した場合、変更後契約は、本条の取扱に準じて、変更日に会社の定める他の保険契約へ変更されます。 ⑤ 変更後契約の給付金額等は、変更前契約の給付金額等の同額以下とします。ただし、変更後契約の給付金額等は、会社の定める範囲内であることを要します。 ⑥ 変更後契約の保険契約の型および支払限度の型は、変更前契約の保険契約の型および支払限度の型と同一とします。 ⑦ 変更後契約の保険料は、変更日における保険料率および被保険者の年齢により計算します。 ⑧ 変更後契約の第1回保険料は、変更日の前日までに払い込むことを要します。 ⑨ 前項の場合、変更後契約の第1回保険料が払い込まれないときは、本条による変更が行われなかったものとして取り扱います。

新	旧
(同右)	⑩ 変更後契約の責任開始の日は変更日とします。ただし、つぎに関する規定を適用するときは、変更前契約の保険期間と変更後契約の保険期間は継続したものとして取り扱います。 (1) 給付金等の支払 (2) 給付金等の支払限度 (3) 保険料の払込免除 (4) 告知義務および告知義務違反による解除 (5) この保険契約が無配当ガン保険または無配当ガン入院保険の場合の、責任開始期前のガン診断確定による保険契約の無効 (6) この保険契約が無配当選択緩和型 7 大疾病医療一時金保険または無配当選択緩和型女性疾病医療一時金保険の場合の、責任開始期前の器質性認知症に該当していたことによる認知症治療給付金特則の無効 (7) 削減期間 ⑪ 保険契約者は、本条の変更の際に、会社の定めるところにより、保険料月払の保険契約を保険料一時払の保険契約に変更することができます。 ⑫ 保険料一時払の保険契約に変更する場合、第 8 項および第 9 項中「第 1 回保険料」とあるのは「一時払保険料」と読み替えます。 ⑬ 本条の変更が行われたときは、保険契約者に通知します。

新	旧
第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付 1. 保険料の振替貸付 (保険料の振替貸付) 第20条 (同右)	第8節 保険料の振替貸付および保険契約者に対する貸付 1. 保険料の振替貸付 (保険料の振替貸付) 第20条 保険料が第7条第1項の猶予期間の満了する日までに払い込まれない場合でも、保険契約者からあらかじめ申出があったときは、会社は、保険契約者に払い込むべき月以後2か月分の保険料（保険料払込期間の最終月までの月数が2か月未満のときは、1か月分の保険料）に相当する金額を猶予期間の満了時に貸し付け、これを保険料の払込に充当し、保険契約を有効に継続させます。 ② 前項の保険料の振替貸付は、貸し付ける保険料に相当する金額（すでに本条による貸付金があるときは、第5項第1号の新たな貸付金となる金額）とその利息の合計額がつぎの金額をこえない場合にかぎり行われるものとします。 (1) 保険料の振替貸付による保険料を払い込んだものとして計算した、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。） (2) すでに本条または次条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額 ③ 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－4）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 ④ 本条の貸付金の利息は、つぎのとおりとします。 (1) 会社所定の利率で計算します。 (2) 本条による貸付を行った日の年単位の応当日ごとに元金に繰り入れます。 (3) 保険料の払込を要しなくなった保険契約においては、保険料払込中の保険契約に準じて取り扱います。 ⑤ すでに本条の貸付金がある保険契約について、保険料の振替貸付を追加して行う場合には、つぎのとおりとします。 (1) 保険料の振替貸付を追加して行う日現在の本条による貸付元金および追加の貸付金の合計額を新たな貸付金とします。 (2) 前号の場合、前項第2号の規定中「本条による貸付を行った日」とあるのは「保険料の振替貸付を追加して行った日」と読み替えます。 ⑥ 保険契約者は、保険期間中、いつでも本条の貸付金の元利金の全部または一部を返済することができます。ただし、つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。 (1) 保険契約または特則が消滅したとき (2) 給付金額等を減額したとき (3) 保険料払込期間を変更したとき

新	旧
(同右)	⑦ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
⑧ 前項までのほか、 <u>無配当</u> 終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。	⑧ 前項までのほか、終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。
2. 保険契約者に対する貸付	2. 保険契約者に対する貸付
(保険契約者に対する貸付)	(保険契約者に対する貸付)
第21条	第21条 保険契約者は、つぎの金額の範囲内であれば、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が会社の定める金額に満たないときは、本条の貸付を取り扱いません。
(同右)	(1) 各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）のうち会社の定める範囲内の金額
	(2) すでに前条または本条による貸付金があるときは、それらの元利金を前号の金額から差し引いた残額
	② 本条の貸付を受けるときは、保険契約者は、請求書類別表（②－5）に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。
	③ 本条の貸付金の利息は、会社の定める利率により計算します。
	④ つぎの各号の場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、支払うべき金額からその元利金を差し引きます。
	(1) 保険契約または特則が消滅したとき
	(2) 給付金額等を減額したとき
	(3) 保険料払込期間を変更したとき
	⑤ 生存給付金の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は、据え置くべき金額からその元利金を差し引き、その残額を据え置きます。
	⑥ 前条および本条による貸付金の元利合計額が、各普通保険約款の第3編（特別規定）に定める解約払戻金額（付加された特則に解約払戻金額のある場合はその金額を含みます。）をこえたときは、保険契約は効力を失います。

新	旧
⑦ 前項までのほか、<u>無配当</u>終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 無配当終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。 (2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。 第9節 契約者配当金 1. 契約者配当金 (契約者配当金) 第22条 (同右) 第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人 1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更 (保険契約者の変更) 第23条 (同右)	⑦ 前項までのほか、終身生活介護年金保険契約の場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 終身生活介護年金保険契約の支払事由が生じた場合に、本条の貸付金があるときは、会社は支払うべき金額からその元利金を差し引きます。この場合、その元利金が第1回の終身生活介護年金の金額をこえるときは、終身生活介護年金の一括前払による取扱とします。 (2) 第1回の終身生活介護年金の支払事由発生後は、新たに本条による貸付は取り扱いません。 第9節 契約者配当金 1. 契約者配当金 (契約者配当金) 第22条 この保険契約には、契約者配当金はありません。 第10節 保険契約者および死亡保険金等の受取人 1. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の変更 (保険契約者の変更) 第23条 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意および会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。 ② 保険契約者の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、請求書類別表(②－6)に定める書類を会社の本店または会社の指定した場所に提出してください。 ③ 保険契約者が変更されたときは、保険契約者に通知します。

新	旧
(死亡保険金等の受取人の変更) 第24条 (同右)	(死亡保険金等の受取人の変更) 第24条 保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、つぎの各号の受取人にかぎり、会社に対する通知により、受取人を変更することができます。 (1) 死亡保険金受取人、死亡給付金受取人および遺族年金受取人 (2) 満期保険金受取人 ② 各普通保険約款において、給付金等の受取人を保険契約者または被保険者に限定している場合には、給付金等の受取人の変更を取り扱いません。 ③ 第1項第1号の変更を行う場合には、被保険者の同意を要します。ただし、つぎのすべてを満たす場合を除きます。 (1) ガン死亡保険金または災害死亡保険金の死亡保険金受取人の変更の場合 (2) 変更後の受取人が被保険者の相続人である場合 ④ 給付金等の受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を給付金等の受取人とします。 ⑤ 前項の規定により給付金等の受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、前項の規定により給付金等の受取人となった者のうち生存している他の給付金等の受取人を給付金等の受取人とします。 ⑥ 第4項および前項により給付金等の受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。 ⑦ 死亡保険金等の受取人の変更をするときは、保険契約者は、請求書類別表(②-7)に定める書類を会社に提出してください。 ⑧ 第1項の通知が会社に到達する前に、会社に変更前の死亡保険金等の受取人に死亡保険金等を支払ったときは、その支払後に変更後の死亡保険金等の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
(遺言による死亡保険金等の受取人の変更) 第25条 (同右)	(遺言による死亡保険金等の受取人の変更) 第25条 前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金等の支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、前条に定める死亡保険金等の受取人の変更をすることができます。 ② 前項の受取人の変更は、前条第3項に定める被保険者の同意がなければ、その変更の効力を生じません。 ③ 本条による死亡保険金等の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。 ④ 保険契約者の相続人は、請求書類別表(②-7)に定める書類を会社に提出してください。

新	旧
2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者 (保険契約者の代表者) 第26条 (同右) (死亡保険金等の受取人の代表者) 第27条 (同右) 3. 保険契約者の住所または集金場所の変更 (保険契約者の住所または集金場所の変更) 第28条 (同右)	2. 保険契約者または死亡保険金等の受取人の代表者 (保険契約者の代表者) 第26条 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。 ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が保険契約者の1人に対して行った行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。 ③ 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。 (死亡保険金等の受取人の代表者) 第27条 死亡保険金等の受取人が2人以上いるときは、代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の死亡保険金等の受取人を代理するものとします。 ② 前項の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、会社が死亡保険金等の受取人の1人に対して行った行為は、他の死亡保険金等の受取人に対しても効力を生じます。 3. 保険契約者の住所または集金場所の変更 (保険契約者の住所または集金場所の変更) 第28条 保険契約者が住所または集金場所を変更したときは、ただちに会社の本店または会社の指定した場所に通知してください。 ② 保険契約者による前項の通知がなく、保険契約者の住所または集金場所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所または集金場所に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

新	旧
第11節 契約内容の登録 1. 契約内容の登録 (契約内容の登録) 第29条 (同右)	第11節 契約内容の登録 1. 契約内容の登録 (契約内容の登録) 第29条 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、つぎの事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。 (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。） (2) 死亡保険金もしくは災害死亡保険金の金額または入院給付金の種類ならびに日額 (3) 契約日（復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。以下第2項において同様とします。） (4) 当会社名 ② 前項の登録の期間は、契約日から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内とします。 ③ 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、第1項の規定により登録された被保険者について、保険契約（死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金、災害死亡保険金または入院給付金のある特約を含みます。以下本条において同様とします。）の申込（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（入院給付金は対象から除きます。）が更新されるときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。 ④ 各生命保険会社等は、第2項の登録の期間中に保険契約の申込があった場合、前項によって連絡された内容を保険契約の承諾（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。以下本条において同様とします。）の判断の参考とすることができるものとします。 ⑤ 各生命保険会社等は、契約日（復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。以下本項において同様とします。）から5年（契約日において被保険者が満15歳未満の場合は、契約日から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間）以内に保険契約について死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して第1項の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、高度障害保険金または入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

新	旧
(同右)	⑥ 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。 ⑦ 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。 ⑧ 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。 ⑨ 第3項、第4項および第5項中、被保険者、保険契約、死亡保険金、入院給付金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法にもとづく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、入院共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。
第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続	第12節 給付金等の受取人による保険契約の存続
1. 給付金等の受取人による保険契約の存続	1. 給付金等の受取人による保険契約の存続
(給付金等の受取人による保険契約の存続)	(給付金等の受取人による保険契約の存続)
第30条	第30条 保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
(同右)	② 前項の解約が通知された場合でも、その通知の時ににおいてつぎの各号のすべてを満たす給付金等の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。 (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること (2) 保険契約者でないこと (3) 生存を支払事由とする給付金等のみの受取人でないこと ③ 前項の場合、給付金等の受取人は、請求書類別表（②－11）に定める書類を会社に提出してください。 ④ 第1項の解約の通知が会社に到達した日以後、当該解約の効力が生じまたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、つぎの各号の給付金等の支払事由が生じ、会社が給付金等を支払うべきときは、次項から第7項までのとおり取り扱います。 (1) 死亡を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。） (2) 支払事由の発生により保険契約が終了する生存を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。）

新	旧
(同右) ⑧ 個人年金保険契約等において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとします。	(3) 支払事由の発生により保険契約が終了する傷害または疾病を支払事由とする給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。） (4) 支払事由の発生により保険契約が終了しないつぎの給付金等（ただし、第5号に該当するものを除きます。） ア．生存を支払事由とする給付金等 イ．解約払戻金が減少する傷害または疾病を支払事由とする給付金等 ウ．特則の給付金等 (5) 支払事由の発生により年金支払をする給付金等（ただし、第8項に該当するものを除きます。） ⑤ 前項第1号から第3号までの場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。 ⑥ 第4項第4号の場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合 ア．当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。 (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合 ア．当該支払うべき金額を債権者等に支払います。 イ．当該給付金等の支払事由が生じた時以後、第2項本文の金額は、前ア．の金額を差し引いた金額とします。 ウ．第1項の規定により解約の効力が生じたときは、前号の規定を適用します。この場合、「給付金等の受取人」とあるのは「保険契約者」と読み替えます。 ⑦ 第4項第5号の場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額以上となる場合 ア．当該支払うべき金額の限度で、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、給付金等の受取人に支払います。 (2) 当該支払うべき金額が第2項本文の金額未満となる場合 ア．当該支払うべき金額は、第1回および第2回以後の年金支払の給付金等の一括前払を行う金額とし、前号の規定を適用します。 イ．保険契約は支払事由が生じた時に消滅します。ただし、終身生活介護年金保険契約の場合を除きます。 ⑧ 個人年金保険契約において、第1項の解約の効力を生じる日が、年金支払開始日以後となる場合、第1項から前項までの規定は適用せず、保険契約の解約を取り扱うものとします。

新	旧
第13節 その他 1. 被保険者の業務、転居および旅行 (被保険者の業務、転居および旅行) 第31条 (同右) 2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 (年齢の計算) 第32条 (同右) (契約年齢および性別の誤りの処理) 第33条 (同右)	第13節 その他 1. 被保険者の業務、転居および旅行 (被保険者の業務、転居および旅行) 第31条 保険契約の継続中に、被保険者がどのような業務に従事し、またはどのような場所に転居もしくは旅行をしても、会社は、保険契約の解除または保険料もしくは給付金額等の変更を行わず、保険契約上の責任を負います。 2. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの処理 (年齢の計算) 第32条 契約日における被保険者の年齢（以下「契約年齢」といいます。）は、満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。 ② 保険契約締結後の被保険者の年齢は、契約年齢に、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。 (契約年齢および性別の誤りの処理) 第33条 保険契約申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあったときは、つぎの方法により取り扱います。 (1) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲内であったときは、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。 (2) 契約日における実際の年齢が会社の定める年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料を会社の定める利率による利息をつけて保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に達していなかったが、その事実が発見された日においてすでに最低契約年齢に達していたときは、最低契約年齢に達した日を契約日とみなして、会社の定める方法により保険契約を有効に継続させます。 ② 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあったときは、前項の規定を準用します。

新	旧
3. 時効 (時効) 第34条 (同右)	3. 時効 (時効) 第34条 給付金等、解約払戻金、その他この保険契約にもとづく諸支払金の支払または保険料の払込免除を請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった日の翌日から起算して3年間請求がないときは消滅します。
4. 管轄裁判所 (管轄裁判所) 第35条 (同右)	4. 管轄裁判所 (管轄裁判所) 第35条 この保険契約における給付金等の請求に関する訴訟については、会社の本店または給付金等の受取人（受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。）の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。 ② この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、前項の規定を準用します。
5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込 (デビットカードによる保険料等の払込) 第36条 (同右) (クレジットカードによる保険料等の払込) 第37条 (同右)	5. デビットカードおよびクレジットカードによる保険料等の払込 (デビットカードによる保険料等の払込) 第36条 保険契約者は、会社の指定したデビットカードを利用することにより保険料等を払い込むことができます。 ② 前項の場合、会社所定の端末機に口座引落確認を表す電文が表示された時に保険料等が払い込まれたものとして取り扱います。 (クレジットカードによる保険料等の払込) 第37条 保険契約者は、会社の指定したクレジットカード（以下「指定カード」といいます。）を使用することにより保険料等を払い込むことができます。 ② 前項の場合、会社が指定カードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行ったうえで、指定カードによる保険料等の払込を承諾した時（会社所定のクレジットカード利用票を使用するときは、クレジットカード利用票を作成した時）に保険料等が払い込まれたものとします。

新	旧
(同右) 6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則 (給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則) 第38条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等 <u>(死亡払戻金を含みます。以下本条において同様とします。)</u>の請求が行われ、その 請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱います。 (1) 提出された書類から会社が支払事由 <u>(死亡払戻金を支払う場合を含みます。)</u> に 該当すると判断でき、かつ、つぎのすべてを満たす他の給付金等がある場合、その 請求が給付金等の受取人から同時に行われたものとして取り扱います。 ア. 給付金等の受取人が同一であること イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金 等であること (2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるとき は、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り 扱います。	③ 会社が指定カードの有効性等の確認を行った後でも、つぎの条件をすべて満たすとき は、保険料等の払込はなかったものとして取り扱います。 (1) 会社が、会社と保険料等のクレジットカードによる決済の取扱を提携しているク レジットカード発行会社（以下「提携カード会社」といいます。）から保険料等を 受け取ることができないこと (2) 提携カード会社が指定カードの名義人から保険料等を受け取ることができないこ と ④ 前項の場合、つぎの各号のとおり取り扱います。 (1) 本条の取扱に対する保険契約者からの申込はなかったものとみなします。 (2) 保険契約者は、会社の指定する日までに、保険料等を会社の本店または会社の指 定した場所に払い込んでください。 6. 給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則 (給付金等および保険料の払込免除の請求に関する特則) 第38条 保険組立特約条項の規定により同じ取扱を行う保険契約について、給付金等の 請求が行われ、その請求に必要な書類が提出された場合、つぎの各号のとおり取り扱 います。 (1) 提出された書類から会社が支払事由に該当すると判断でき、かつ、つぎのすべて を満たす他の給付金等がある場合、その請求が給付金等の受取人から同時に行われ たものとして取り扱います。 ア. 給付金等の受取人が同一であること イ. 保険種類および名称が同一の給付金等または請求書類別表③に該当する給付金 等であること (2) 提出された書類から会社が保険料の払込免除事由に該当すると判断できるとき は、その保険料の払込免除の請求が保険契約者から同時に行われたものとして取り 扱います。

新	旧
7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則 (情報端末による保険契約の申込等に関する特則) 第39条 (同右)	7. 情報端末による保険契約の申込等に関する特則 (情報端末による保険契約の申込等に関する特則) 第39条 保険契約者は、会社の承諾を得て、会社の定める携帯端末などの情報処理機器（以下「情報端末」といいます。）を用いて、保険契約の申込および告知をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、情報端末に表示された保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、保険契約の申込をすることができるものとします。 (2) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、情報端末に表示され会社が告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信すること（会社への送信にかえて情報端末に保存する場合は、情報端末に保存すること）によって、告知することができるものとします。 ② 会社は、前項の規定による保険契約の申込および告知を受けたときは、その保険契約の申込および告知に関する書面等を保険契約者（被保険者に関する書面等については被保険者）に交付します。
8. インターネットによる保険契約の申込等に関する特則 (インターネットによる保険契約の申込等に関する特則) 第40条 保険契約者は、会社の承諾を得て、インターネット等の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」といいます。）により、保険契約の申込および告知（以下「保険契約の申込等」といいます。）をすることができます。この場合、つぎのとおり取り扱います。 (1) 被保険者は、保険契約者と同一人としてします。 (2) 保険契約者は、保険契約申込書への記載にかえて、会社が電磁的方法により表示した保険契約の申込画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、保険契約の申込をすることができるものとします。 (3) 保険契約者または被保険者は、書面による告知にかえて、会社が電磁的方法により表示し告知を求めた事項について、所定の告知画面に必要な事項を入力し、会社へ送信することによって、告知することができるものとします。 (4) 会社は、第2号および前号により保険契約者または被保険者から送信された事項の受信をもって、保険契約の申込等があったものとして取り扱います。この場合、会社は、受信した保険契約の申込等の内容を保険契約者または被保険者に通知（電磁的方法による場合を含みます。）します。	